

平成 26 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

所管事務調査 1

平成 26 年 11 月 19 日（水曜日）

総務委員会会議録

平成26年11月19日 水曜日

午後1時30分開議

午後2時36分閉議（実時間63分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況について）
（所得税等の源泉徴収漏れについて）

○本日の会議に出席した者

委員長 福嶋安徳君
副委員長 鈴木田幸一君
委員 上村哲三君
委員 島田一巳君
委員 中山諭扶哉君
委員 橋本幸一君
委員 矢本善彦君

※欠席委員 田中安君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民協働部長 池田孝則君
人権政策課長
（人権啓発センター所長兼務） 坂口孝幸君
総務部長 木本博明君
人事課長 中勇二君

○記録担当書記 寺原哲也君

（午後1時30分 開会）

○委員長（福嶋安徳君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況について）

○委員長（福嶋安徳君） 本日は、行財政の運営に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

なお、先日の委員会招集にてお知らせしておりました案件以外にも、お手元配付のレジユメのとおり、項目を追加しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況について、執行部へ報告を求めておりますので、発言を許します。

○市民協働部長（池田孝則君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 池田市民協働部長。

○市民協働部長（池田孝則君） はい。皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民協働部、池田です。お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、早速でございますが、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況について、坂口人権政策課長より報告いたします。よろしくお願いいたします。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人権政策課長、坂口でございます。お手元のほうに資料のほうを用意しております。八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開

催状況についてということで用意しておりますので、説明をさせていただきたいと思います。着座での説明をお許しください。

○委員長（福島安徳君） はい。どうぞ。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） まず、資料①をごらんいただきたいと思います。

これまでの八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況について取りまとめたものでございます。これまで、第1回から第3回まで会議のほうを行っております。現在、制度の成果と課題について、逐次、検討を進めているところでございます。

まず第1回目、平成26年8月19日に開催をしております、出席者としては、ワーキングチーム委員名簿——別紙としまして資料4のほうに掲げておりますが、八代市及び氷川町、それから人権関係運動団体等からなっている組織でございます。

これについて、若干、説明をさせていただきますと、資料②にございます八代地域人権教育のための推進会議という八代市及び氷川町、それから関係団体等でなる組織がございます。この下部組織としまして、第8条にありますように、ワーキングチームは、幹事会の調査・検討事項に関し、資料収集及び研究等を行うという位置づけでありまして、さらに第7条の6項にあります、幹事会は、推進会議において協議する事項について調査・検討し、その結果を推進会議に報告するというふうに位置づけられております。その資料②の裏面のほうにですね、一応、組織の体系が書いてありますが、推進会議の構成団体、それから幹事会、ワーキングチームと、このような組織で位置づけられておりまして、ワーキングチーム会議のほうがこれに基づいて検討を始めたというところでございます。

第1回目の会議になりますが、こちらのほう

が、ちょっと日程の調整ができない方がおられまして4名欠席がありました。ということで、具体的な検討作業には、この段階では入っておりませんで、これまでの現状及び経過について確認をし合うというところで、ただいまの資料等について確認をしたところでございます。

その中で、確認し合う事項といたしまして、資料⑥にあります、こちらのほうが、八代地域人権オンブズパーソン報告書ということで、平成25年度1年間の活動等についてですね、公開する報告事項として資料作成され、それが推進会議の総会等で報告、公開されたものの一部抜粋したものです。この中に経緯等も書いてございます。後でごらんいただければと思うところでございます。このような内容について確認をし合ったということです。

それから、資料⑦に、よく説明で八代地域行動計画ということで説明しておりますが、その中の抜粋ということで、八代地域人権オンブズパーソンがどのように位置づけられているのかというところで、その部分を抜粋をしております。8.相談機能の充実という位置づけでなされております、その中の（2）八代人権オンブズパーソンを設置をするというところで、計画の中に上げられているというところでございます。そのような資料、それから、議会で指摘をされた事項等について、議事録の抜粋などを示しながら、現在の状況ということで確認をし合っております。

それから、資料③をごらんいただきたいと思いますが、ワーキングチームの位置づけは先ほど説明をいたしましたが、具体的にどういうことを検討していくのかということでは、資料③にありますように、その母体であります推進会議の総会の中でですね、議案として上げられまして、人権オンブズパーソン制度の見直しについてということで、ここに書いてあるようなことで議決をされたところです。そこで、ワーキ

ングチームにつきましては、人権オンブズパーソン制度の成果と課題を明らかにし、条例化を念頭に早期の再開を目指しますという、こういうところで検討を進めていくということで確認をしたところでございます。

第1回目の会議の中で、今後の予定としまして、基本的に月1回ペースで会議を持とうではないかと、それから、課題の洗い出しから検討を行うということで、スケジュールについては、非常に課題の内容によっては明らかにできないというところがありますので、必要に応じてスケジュールのほうについては検討していこうということで、次の会議の中では、会議のルールづくり等について話をしながら、具体的な検討をしようではないかというようなことになっているところでございます。

次に、第2回会議が9月29日に行われておりまして、このときは全員の委員が出席をいたしております。そこで、これまでのオンブズパーソン制度ができたときまでのですね、経緯等について説明が必要ということから、吉本氏に説明をしていただいたところでございます。説明後、退出をしていただきまして、会議ということで、前回第1回目の会議の経緯を踏まえての検討を行ったところです。

その中では、ワーキングチーム運営をどのようにするのか、会議をどのようにするのかというようなことの協議、それから、どのような視点で検討を今後進めていくのかというオンブズパーソン制度の必要性の精査等について検討を始めたところ、それから、法的な問題点についても精査をしようではないかと、そのようなことをテーマに話をしようということで申し合わせをしているところでございます。

そこで、第2回の実際上の会議としましては、まずワーキングチームについては、先ほど推進会議の会則には詳しい表現がありませんので、具体的な運営について検討するというところで、

まず正・副委員長を決めるというところからしております。正・副委員長については、ワーキングチームメンバーの中に推進会議の代表幹事及び副代表幹事が入っておりますので、そちらをワーキングチームの委員長、副委員長にしようということで決定をいたしております。そして、会議の進め方について、順次、申し合わせをしようということで検討をしたところです。

事務局のほうからたたき台を用意いたしまして、協議、修正を行い、具体的な設置目的の確認、それから、会議の独立性の観点からの会議のあり方等について、申し合わせをしたところでございます。

それについては、資料⑤に八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議についてというふうに取りまとめをしております。この中でワーキングチームの会議の進め方等について申し合わせを行ったところでございます。

まず、会議の目的としましては、これにありますように、八代地域人権オンブズパーソン制度が休止に至った経緯を精査し、その成果、制度上の課題、問題点を抽出、検討することで、八代地域における人権オンブズパーソン制度のあり方について、推進会議会長及び同幹事会へ報告をするということを目的にしまして、5番に行きますけれども、会議については、個人情報に関する論議が出ることや会議の独立性確保の観点から、会議は非公開とするとか、6番にあります、ワーキングチームが学識経験者または弁護士に専門的な助言等を得ようとするときは、委員長、事務局職員等が訪問し、協議する。ワーキングチームが、オブザーバーに助言等を得ようとするときは、委員長、事務局職員が訪問し、または会議へ出席を要請し、意見等を聴取するというようなことを確認して決めているところです。さらに、会議録については、要点筆記で作成をし、会議のあり方については、

秘密扱いとする会議内容、資料等については、秘密性の継続する限り、ほかには漏らしてはならないというようなことを決めているところでございます。

その他、今後必要になってくるルール等については、別途、その都度、協議をして決定するというようなルールづくりで会議を始めたというところでございます。

もとに戻りますが、第2回目の会議の中で、成果と課題の抽出についてということで、協議を具体的に始めたところでございます。その中で、川崎市、川西市と八代地域人権オンブズパーソン制度の比較検討を行い、その成果と課題の洗い出しを行う中で協議をするということで、制度の比較を資料に基づいて行っているところです。それについては、資料⑨にありますように、人権という名のついたこのオンブズパーソンという組織については、大体、この川崎市、川西市2市ぐらいしかちょっとこちらのほうではつかんでいないというところがございます。ただ、こちらについては、いずれも条例制定をされておりまして、その担当者については弁護士等が入っているというような状況でございます。

それに対しまして、八代地域人権オンブズパーソンについては、いわゆる推進会議、外郭団体、任意の団体の設置という形になっておりまして、調査相談専門員、それからオンブズパーソン委員についても、特段そういう弁護士等は入っていないということでございます。

そういう資料に基づいて、制度の違いなどからの課題が見つかることができないかというような議論を始めているところでございます。

そのような中でですね、前調査相談専門員にこれまでの成果と課題ということについて話を聞いてはどうかというような話がありまして、第3回の中でですね、そういう時間が設けられればというようなことで、確認をしたところで

したが、前調査相談員からは、ペーパーとして資料を作成して、参考にしてくれということでもいただきましたので、出席をしての説明ということはありませんでしたけれども、その資料に基づいての検討を行っております。

第3回は10月27日に行っております。この際、一応全委員出席と、——1名はちょっと御不幸がありましたので、代理出席という形になりましたが、全委員出席ということでした。前回の会議のおさらいをしながら、継続をして成果と課題について協議を行ったということです。他市の比較のための資料として、資料を川崎市、川西市についてはより詳細なものを用意をして、検討を始めているところでございます。

それから、先ほど言いました前調査相談専門員から資料を作成をしていただきまして、それも配付を行っているところでございます。その資料の中から、事業費の比較とか、人権案件として取り扱った件数、解決した事案件数など、意見を交わしながら、オンブズパーソン制度の機能や必要性について協議を行ったところでございます。

その中で出た意見としては、第三者機関としての位置づけとか、独立性については、いろいろ検討するところで、行政の外部組織として法規の範囲で機能することが必要であろうというような意見が出されておりますし、2番目に、付与する機能の内容について制度化、——例えば、条例化するとか、現行の外部機関の設置とか、そのような設置の制度化によるレベルが異なってくるであろうということ、それから3番目に、有効に機能する機関として運用する場合、やはり条例化が必要ではないかというような意見、それから、もし条例化する場合は、こういう推進会議の下部組織ということではなくて、市、町の行政対応ということに最終的にはなり、各議会での議決が必要となりますよというようなことを確認をしたというところでございます。

それから、オンブズパーソンでなければ対応できないのかというような意見も出されておりまして、次回に向けては、ほかの機関とか、各種相談窓口でも対応可能ではないかというそのあたりを検証するために、市、町行政の相談窓口の資料を用意して、それらについてまた課題の検討をしましょうというような経過をたどっているところでございます。

今後の予定としまして、第4回が平成26年11月20日——あしたになりますが、予定をしているところでございます。

それから、第3回の資料としてですね、他の機関として検討をしてはという話の中でですね、類似の制度としてあるのは、人権擁護委員制度というのがあるということで、資料を示しながら、それについてもちょっと意見を求めたところでございます。資料⑩番、資料⑪番のほうに、そのとき用意した資料ということで、きょう、添付しております。

資料⑩番のほうが、国の制度としてある、そういう相談とかですね、人権にかかわるような業務を担当している制度として、行政相談委員、人権擁護委員、保護司、民生委員等の精度があると。どういう法に基づいているとか、そういう内容がここに記してあるところです。それから、その中でもですね、特に人権擁護委員については、言葉にも人権というのがありますように、非常に関係がありそうだということで、法務局のほうからいただきました資料、——資料⑪になりますけれど、こちらのほうをちょっと確認をしてみたところです。この資料のですね、2ページ目のほうに、——裏面のほうですが、人権相談から問題解決までの流れというのが真ん中あたりに書いてありまして、1、2、3、4と、ちょっと印刷が薄くて見にくいところがありますが、それを眺めていく中でですね、3番に救済措置というような表現で書いてありますが、この中で措置一覧というふうにあります

す。この内容については、非常に八代地域人権オンブズパーソンが行っている内容と似通っているなというふうに思ったというところでございます。

そういうことから、具体的にこの制度、機能の実際のところはどうなのかというようなところをですね、具体的に比較検討をして、違いを明らかにする中で、課題を明らかにする必要があるのではなかろうかということで、第4回では、そういう視点で検討をしようではないかと、現在準備をしているところでございます。

ワーキングチーム会議の開催状況ということについて、一応説明は以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） 以上、説明いただきました。これより、本件について質疑を行いたいと思います。何か質疑、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。ちょっと資料についてなんですけど、資料④のワーキングチーム委員は書いてあるんですけど、この資料①のですね、中にですね、出席者ということで、全然名前が出てないというのが、役職だけ書いてあってですね、名前を全然出されないちゅうの、何か意図があってそういうふうになされてるんですかね。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。一応ですね、構成メンバーとして八代市の職員以外に氷川町の職員、それから、運動体関係の方が入っておられます。一応、資料を公開するに当たってですね、一応、事務局として人権政策課のほうが入ってるものですから、ワーキングチーム会議の先ほどルー

ルづくりの話をしましたけれども、その中で
すね、個人の名前は外部に対しては特にわざわざ
公表することもなからうというところで上げ
ておりません。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福島安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） おそらく費用弁償も
出てるものですね、これはですね。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） 一応、勤務時間内で行って
おりますので、費用弁償等は発生いたしており
ません。それぞれの組織からの派遣という形で
位置づけているところでございます。

○委員（中山諭扶哉君） はい。

○委員長（福島安徳君） 中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 特に発言については
ですね、匿名性があっても、それはもう必要
かなというところもあるんですが、やっぱり名
簿に関してはですね、出席者の名簿ぐらいは
ですね、やっぱり出していただいたほうが丁寧
じゃないかなというふうに思いますし、ちょっ
とそれはですね、できれば出していただきたい
なというふうに思います。一応、会議の資料
ですからですね。よろしくお願いします。要望
です。

○委員長（福島安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今、非常に、なぜその
オンブズパーソンが、今、休止になって考え
なければならないかということは、結局やっぱ
りこれ、人が問題だと、それを今度は人が、そ
のことに對してワーキングチームをつくってや
るということについて、やっぱりでしょうが、何
らかの圧力とか、何らかのやっぱり発言の自由
が損なわれる、そういうことがなきにしもあ
らずって、やっぱそういうことも私は配慮する必

要もあるんじゃないかなって。

そういうことを踏まえれば、後ではいいけど、
今現在では、そこについてはまだ本議会として
も認めるべきじゃないかなと私はそう思います。

○委員長（福島安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 非常にわかります。
特に発言のですね、匿名性というのは絶対必要
だと思いますし、ただここまで役職が書いてあ
るわけですから、もう調べればすぐわかるよう
な内容なので、特に書いて問題あるのかな
というふうに思った次第でございます。それは
ですね、ここに役職出てますんでですね。（委
員橋本幸一君「調べればわかるわけでしょうけ
ど、それについては」と呼ぶ）

○委員長（福島安徳君） これは、中山委員、
委員長から申し添えますけれども、まだ、今、
これはですね、何度となく、今からワーキング
チーム会議を進めていくに当たってですね、そ
こについては非公開で、会議も非公開でやる
ということにしておりますので、そこら辺りは、
最終的に発表できる段階まで我慢していただ
けるかなというふうに思っております。（委員中
山諭扶哉君「はい」と呼ぶ）どうぞ、その点、
御了解をお願いします。

○委員（中山諭扶哉君） はい。ありがとうございます。

○委員長（福島安徳君） はい。ほかにありま
せんか。

○委員（橋本幸一君） ちょっとよろしいです
か。

○委員長（福島安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 他市2市でこのオンブ
ズパーソン制度がなされておるということで、
やっぱり人選については、ほとんど弁護士とか、
この大学の教授っていうことになっております
が、こん教授の、結局、何て言いますか、専門
職って言うか、何を、——その辺についてまだ
調べておられぬでしょう。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） 学問的な専門分野については、確認はしておりませんが……

○委員（橋本幸一君） ですが、やっぱりその辺についても、ちゃんと選考する過程で非常にやっぱり重要な部分だと思いますので、その辺も、ぜひ調べて添付されたほうがいいと思います。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） ワーキングチーム会議の中で、こういう他市の状況との比較検討をする中でですね、そういう条件等については、今後しっかり資料をそろえましてですね、正確な検討ができるような体制で臨みたいと思います。

○委員（橋本幸一君） それと、もう一つよろしでしょうか。

○委員長（福嶋安徳君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 平成16年にこれ、推進会議のもんです。地域行動計画が出されて、そして、16年に八代地域人権オンブズパーソン設置要綱が作成され、平成23年度、急に、この突然設置されたわけですが、この空白期間は何も全然審議なされぬで、急に23年度から急浮上したわけです。この辺のいきさつはどうなってるのかをわからないですか。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） 平成17年が市町村合併という時期になりますので、憶測になりますが、恐らくその間の検討が途切れているのではなから

うかなと思っているところです。

ただ、団体として八代地区人権同和教育研究協議会というような組織とかはございますが、そちらのほうではですね、ある程度、検討は進められていたのではないかなと思っているところです。

○委員長（福嶋安徳君） いいですか。

ほかにありませんでしょうか。

○委員（鈴木田幸一君） 一つ、ちょっといいですかね。

○委員長（福嶋安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。私、ちょっと気になっとなつてすけれどもですね、今、オンブズパーソン制度、一応休止しとりますということで、もうやめた方がいいんじゃないかということと、せつかくある組織じゃあるからこれを活用したらいいっていう陳情が2通り上がっております。私たちは、それを今、検討しておるわけなんですけれども、一つ質問ですが、このオンブズパーソンというのをですね、全国日本中いろんなまちがありますけれども、幾つほどこのパーソンていうのをつくっておられるかっていうのをまず聞きたいと思います。

これはですね、後で質問しますけれども、この第3回ですね、会議の報告の中で5番目の中で、オンブズパーソンでなければ対応できないか、ほかの機関、各種相談窓口でも対応可能ではないかということと、ちょっと併用しますもので、これも兼ねてですね、お聞きしたいと思いますけど。はい。資料①のですね。

（「さっき⑨で説明のあった」と呼ぶ者あり）
あったですばってんが、ほかにはあつとですか。この今2つ。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）

（坂口孝幸君） いわゆる一般的なオンブズパ

ーソンという言葉は、皆さんお聞きになったことがあられると思いますが、そういうものについては、行政に対してのチェック機関としてオンブズパーソンという制度が、公的オンブズパーソンがあったり、私——民間のほうでつくられているというのがございます。

ただ、今回対象としております、こと人権にかかわるものについてということで、行政以外のところまで及ぶものについては、おそらく、こちらで調べた限りでは、この川西市、川崎市の2件だろうと思っています。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（福島安徳君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） ということは、全国で3カ所しかつくってないということを確認していいんですかね。そういうことで。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。現時点で、今、調べて把握してるのは、その3件ということでございます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（福島安徳君） 鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。実は、この前ですね、陳情書が上がってきたときですね、私の発言でありましたけれども、まだこのオンブズパーソンについては詳しく勉強していないからもう少し勉強させてほしいという発言ですね、その内容をですね、陳情の内容をですね、何て言うかな、延期ちゅうかな（「継続」と呼ぶ者あり）継続のほうにしてもらったんですよ。

ところが、非常にこの進めるが団体のほうからですね、非常に批判を受けましてですね、その批判の内容がですね、要するに、議員たるものが、予算の執行をするのに、内容も知らぬで予算の執行をするのはおかしいんじゃないかと

いう非常に厳しい批判を受けましてですね、いや、そこまで一般化してるものだろうかということ、私の中で非常に葛藤があったんですよ。ところが、今、聞きますと、やはり私の認識が不足しておったというのがですね、一般的じゃなかろうかちゅうふうに考えたということが、まず第1点ということですね。第3回目の、いわゆるパーソンのワーキングチームの会議の中でのですね、資料①の2ページのですね、その5番目にありますですね、オンブズパーソンでなけれぬば、対応できないのかっていうそういったですね、発言もあつとということがですね、非常に私、同調するものがありますので、このことについてはですね、やっぱりもう少し十分に検討してですね、もしつくるならばというとも含めてですね、しっかり区分け、仕分けして、市民の方が納得できるような、逆に納得できるようなつくり方をしていただかなければ、なかなかオンブズパーソンのですね、この何かな、また機能を発揮してもらいたいっていう陳情に対する答えが出てこぬとじゃなかろうかというのも感じますので、一応その辺のところをチェックしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福島安徳君） はい。ほかにありませんでしょうか。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。今、ワーキングチームでね、精査をやってるっていうことだけど、基本的には、進む方向性として、さっき2つ、制度について専門家を交えて慎重に見直し、検討するということと、それから、制度の成果と課題を明らかにし、条例化も念頭に早期の再開を目指す。今の中で、何でこの2番目ばうたう必要があるのかっていうふうに思うわけ。

実態としてね、これだけの問題にまで発展し

たっていうことは、そもそもこのオンブズパーソン制度がね、制度化されて実態が動いてきた中でね、どういう問題が起きて、このような事態になってるかの検証を先にすべきじゃないの。これだったら再開ありきじゃないね。再開時期については、条例化も必要とか何とか、他市の例を見てとか、そういう問題じゃ僕はなかなと思うけど。それが一つ。

委員長、よかですか。

○委員長（福島安徳君） はい。

○委員（上村哲三君） それに対して、答えをもう一ついただきたい。

それから、この外郭団体は八代地域人権教育のための推進会議でしょう。その中の制度としてね、実態を、結局、人権問題が起きたときの調査、それから、その解決までをね、図る組織がこの中に必要なの。というのが疑問が一つあります。だから、メンバー見てごらんよ。推進本部もメンバー見れば、教育にかかわる人ばかりだろう。なぜそこの調停までやらなければならないの、そういう制度をつくらなければいけなかったのか。ね。

というのは、これができるならたい、この推進本部の中にね、やっぱ人権擁護委員の長か何かば、地域の代表、入れるべきよ。そうじゃない。だって、人権でしょう。人権はちゃんと国の機関で委嘱された人がいるんでしょう。相当な数。その人たちが一番、今、表立ってやってきた。これは、人権教育のための推進会議でしょう。ね。実態を動くのは違うんじゃないの。考え方として。そこに、なぜ実態解決まで、司法権まで持つようなことばばい、ここに負わせる必要がどこにあるの。それは、そして、条例化もされとらぬ。その人たちに、さっき法的な範囲を超えないというような話もね、出とったけど、実際に法っていうのはあるけど、動かすのは人間じゃない。何かの役をもらえばね、やはり人間は拡大解釈をして、間違っただけ

するとよ。だから、間違っただけをしてきたのか、してなかったのかっていうのをね、先に検証すべきじゃないの。そしたら、解決策は早く出るんじゃないですか。な。

それは、もし、こういう言い方は悪いかもしれない。加害者、被害者ちゅう立場があるならたい、加害者はね、自分たちのことを正当化したがる。な。そういうのが、もうそらそうだろう、当然。役職の上でっていうことで。だろうけど、それは第三者的立場から見たら、全然違う面が見えてくるんじゃないの。そんなためのワーキングチームじゃない。ていうふうに僕は思うけどね。な。だから、中における人たちがみんなでワーキングチームやっても何もならぬっていうことよ。だったら、このワーキングチームにも国から委嘱を受けた人権擁護委員さんをね、何名か入れるとか、そういう形でもしていくようなね。推薦がでくつとでしよう、何人かはね。外部からっていうこと、書いてあったばってん。

もうちょっとね、これやり方もちょっと考えてみるべきじゃないかなと思うけどね。先にありきか何かの判断をする前に、せっかくつくった制度だから、さっき話があったけど、生かさねばいけないという気持ちはあるかもしれない。でも、議会も、申しわけなかばってん、はつきりここまでのね、予算も何も審議しとらぬけん。ただ人権のための人権政策費でしか出てこないんだからね、当初予算には。もう中身まで、今度は、推進会議の中の問題、それから、人権オンブズパーソンに幾らっていうのは、予算のあれも何も出てこぬとだから、実際。だから、そのことを思えばね、何もかんもわからないうちにね、こういう制度ば決めて、予算を使ってっていうようなことにしか、僕らには見えぬとたいな。人権政策費は幾らっていうのは、年間当初予算わかるよ。でも、そん中で、ほんなら、外郭団体にどんだけの補助金が行って、どういう分野に使われてるかも、そこまでは出てこないでし

ようが、あたたちも言わぬもんね、そこまでは、当初予算のとき、委員会には。だから、そういうこともね、含めてね、僕は委員会が悪いとは言えぬと思う。委員会も聞ける範囲が限られとっけんな、当初予算。でも、そこんところは、やっぱ丁寧にやっぱ説明すべきじゃなからうか。今もいろいろ言ったけどね、いろんな補助金を出したり、委託料を払ったりしてるところのね、出すのはいいって。予算、——当初予算というのは性善説でこの間言ったけど、出すんだから、問題は、その後はどうなってるかの検証はね、ちゃんと出した課が把握していかなきゃ。そのことが大事なことだと思うよ。だめだったらね、やっぱ下がらぬばん。うん。過ちては改むるにはばかりることなかれじゃないけどね、やはり、ああ、これはだめだと言ったら、何らかのやっぱ、改正、改革、それから休止も含めてね、やっぱやらなければ、今いろんなボランティア団体の補助金とか何とかも相当な数カットをされてきてますよ、ここ数年、いろんな会議ん中でね。かわいそうにと思うようなこともあるんだけど、こういうところでね、やっぱり補助金がちょっとやっぱり人のためにならないように感じるような補助金の出し方というのは、やっぱ、こら、もうやっぱ、議会としても今後は考えるべきだというふうなことも思いますから。

だから、ワーキングチームのあり方、それから、目標にもう最初からこういうのをうたてること、ここんところはね、もうちょっと見直すべきじゃないかねっていうふうに思いますが、いかがですか。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。まず、ワーキングチーム会議のあり方といいますか、位置づけのとこ

ろで説明をしてみたいと思いますが、ワーキングチーム会議で決定する事項、決定した事項については、推進会議の中でのワーキングチーム会議の上位組織であります幹事会のほうに、一応どうだと諮る形になります。さらに、幹事会のほうで、それじゃ、これは本部会議のほうに、——推進会議の本部会議のほうに最終判断をしてもらおうじゃないかというようなところで、議案として出すことになります。その際に、再開するかしないかということも含めてですね、ワーキングチーム会議で検討した結果が議論されるということになります。

そしてですね、仮に何らかの案として出たものが、推進会議本部会議——いわゆる総会のほうで決定をするということになったときに、条例化というような話になってきますと、それから、予算を伴う事項ということになりますと、それぞれ市、町のほうで最終的には判断をしなければならぬということになりますので、市、町の行政の中での方針決定とかがございまして、それが議会のほうに最終的な予算とか、そういう条例とかの決定という判断をいただくというような手順を踏むことになるかと思います。

そこで、今回ですね、今のような手順を踏むということから、ワーキングチーム会議の中には、特別、人権擁護委員さんを入れてというようなところまでは考えておりませんでした。学識経験者、それから法律の専門家とか、そういうところで一応考えているところでございます。

ただですね、行政の中で、政策として方針を決定したりとか、そういう場面でですね、人権政策審議会というのを八代市のほうではつくっております。その中には、そういう人権擁護委員の方もメンバーとして入っとられますので、その中でですね、人権擁護委員さんの意見とかを聞くことができると、そういうふうに考えているところでございます。

○委員（上村哲三君） だから、さっき言った、

——委員長よかですか。

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） ワーキングチームと、条例化を念頭に早期の再開を目指しますって、これを入れたのはなぜって。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） これは、推進会議の総会の議案として上げる前の段階ですね、幹事会、それから、その前に事務局会というのがございますが、その下部の組織の中で、議案としてですね、どういう表現で提案するかという中で、こういう言葉で落ち着いて提案をされたということになります。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（福島安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今んとの確認ですが、第1回目の中で、やっぱこういう方針がある程度確認されて、それから2回、3回と、3回目については、もうこのオンブズパーソンが本当に必要なのか、ほかの機関、各種相談窓口でも対応できるんじゃないかなという方向にも、今、来てるということで理解してよろしいんでしょう。ありきじゃなくて。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。目指すところは早期再開ということもあるんですが、議論の中ではですね、法的にどうなのかというのが一番指摘もされていることです。そうなったときに、法律上できないということであれば、そういうことになりますし、条例で制定すればできるのかというところの検討もなされて、実際なされておりましたので、今そのあたりを検討材料

としてですね、考えているというところがございます。

○委員（橋本幸一君） いいですか。

○委員長（福島安徳君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 条例制定、——結局、もう条例制定すれば可能っていうことはほかの2市で見ればわかるわけですから、結局、今のやり方の、結局ほか2市ってというのは、八代の場合と全然そのやり方も、内容も、陣容も異なるわけですから、だから、やっぱ別物って私はもう、こら考えざるを得ないと。要綱で八代は来とるわけだからですね。

その辺をやる場合、果たして条例までつくってやるべきこのオンブズパーソンか、その辺から来れば、結局もう先立つものは、まずは、原点はこの行動計画の見直しということも、ある程度そこは視野に入れていかぬと、ここは問題解決でけぬと思うんですよ、最終的には。

（「ちょっとよかですか」「ちょっと待って。俺も全部まだもろとらぬとたい」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。さっきほら、現実の検証という部分では、まだしとらぬとでしょう。実態、いろいろ、ほら、今、問題になってきたことに対しては、まだ実態解明しとらぬとでしょう。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福島安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） 具体的なこの成果と課題を洗い出すという作業の今、最中であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福島安徳君） 上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。わかりました。ぜひ、その実態をね、明らかにしてください。

じゃないと、僕らも動けない部分があるので、委員会としてですね。よろしくお願いします。

それと、この設置要綱の中にね、法律の規定に基づき置かれる機関において、ていうようなことが書いてあつとたいな、要綱でな。どの法律よ。要綱でしょう、これは。条例化もされとらぬしな。どの法をもとにそぎゃんふうなことしてっていうのがね、この比較表のな、2条の2のところにな、資料⑨のね。

それと、ここのだけ何か都合よくね、第5条でも、これ比較表の職務のところてたい、人権侵害の救済に関すること、人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること、人権擁護のため必要な制度の改善等の提言に関することとあるけどね、これどの法律をもとにね、この人たちは動いてるの。ちょっとわかりにくい。要綱だろう、これは。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。御指摘のとおり、非常に誤解を招く表現になっています。というのは、設置要綱というふうにありますので、いわゆる、我々が耳にする設置要綱というのは、行政の法体系の中での設置要綱という言葉で感じてしまうんですが、八代地域人権教育のための推進会議のこの設置要綱というのはですね、あくまでも、八代市、氷川町等で構成する行政以外の外部の団体が要綱という名前で作った組織ということですので、いわゆる、その法体系の外にあるということでございます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） だったら、法体系の外にある部分でね、いかにもそれが法に守られたね、職務であるというような使われ方をしてきた実態があるて私は今、判断をしとつとばって

ん、それはおかしい話よね、実際。

そんなら、どんな各種団体、要綱を詰めればね、拡大解釈した行動が、その職務をもらった人たちは、誰でもができてしまうというようなことになってしまうよ。これは、野放している状態よ。何の法のバックもなしにね、それを自由にやっていって、問題が起きても、俺たちは法に守られとると。なら、その団体の責任になるからっていうぐらいのこつしか、ここじゃないじゃないね。な。それがばってん、行政が言ったもんになつとるちゅうことは、行政長の責任になってしまうわけでしょう。だったら、もうちょっとやっぱりしっかりしたことをやらなければというふうに思うけど、どうですか。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） 坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）
（坂口孝幸君） 市議会における一般質問の中で、議員さんから指摘されたことがその点だろうというふうに理解をしております。その結果、一旦、立ちどまりということで休止になった上で、本当にどうなのかというところを今検討を始めているということです。（委員上村哲三君「質問は以上です。あと、意見ありますから」と呼ぶ）

○委員長（福嶋安徳君） ほかに質問ありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今、これから何回か、ワーキングチームを回を重ねてですね、今の発言って私は間違いじゃないと思うですたいね。やっぱ、委員の皆さんも、やっぱりちゃんとした常識ある人たちと思いますから、やっぱり、本当にやっぱり、この人権っていうのがオンブズパーソンを必要としてるのかって、その辺も含めてですね、結論を出して私はいただきたいなっていう。くれぐれも議会としても、私、皆

さん全部と思うんですよ。その辺も、今のお気持ちをはかりわけていただきたいと思います。できれば、部長、お願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） はい、池田市民協働部長。

○市民協働部長（池田孝則君） はい。いろいろと御意見をいただいております。見直しに当たってですね、先ほどお話もございましたように、この推進会議の一つの下部組織っていいですか、ワーキングチームの中でいろんなその議論を深めながらですね、課題を整理しながら、よりよい制度になるような形でということで議論を進められてるかと思いますけども、いろんな議論を進める中で、そういった課題等も整理をして、これからですね、検討していければというふうに思っております。また、よろしくお願ひしたいと思ひます。お世話になります。

○委員長（福嶋安徳君） はい。坂口人権政策課長はいかがですか。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。早期再開ということについては、現在、検討する課題が、きょう御指摘していただいたことも含めて、非常に多岐にわたってくるだろうというふうに思っております。これまで3回開いてまいりましたが、それで十分な結論が出てきつつあるかと言うと、まだほとんど結論に至るようなところまで来ておりません。今後ですね、いただいた御意見等も参考にしながら、いろいろなそのほか行政からの、市長等にも報告をして御意見とかいただきますので、そういうのをこのワーキングチーム会議の中にですね、反映させながら、意見を交換してよりよい案などが推進会議のほうに提案できればなというふうに思っているところでございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。今、この委員会の中でそれぞれ委員さんの中から本当に貴重な意見をいただいたところであります。

そういう中にありまして、やはり議員に対しての説明ちゅうのが、今まで、これが初めてなんです、この問題に対して。それぞれこの総務委員会の委員の皆さん方も初めてこういう詳しい説明を聞いた中での委員会でありました。こういうことを踏まえてですね、やはり他市のこの条件も鑑みてみますと、やはり八代の場合のオンブズパーソン制度については、全く違ったその状況になっておりました。また、議会にも報告なかった状況がありましたので、そういうのを踏まえてですね、今後このワーキングチーム会議がきょうの意見をいただいたその中身を含めて、このいろんな状況を踏まえてやっていただきたいというふうに委員長からもお願いしておきます。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっとよかですか。

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。この前の委員会でですね、いわゆる、議員が詳しくなかった、今、初めて詳しく聞いております。まだ勉強不足と思っておりますけれども、そのときの意見の中で、先ほど言いましたけれども、議員たるもの、しっかり内容もわからずに市の税金を使わせておる、おかしいって、議員が勉強不足だということ非常に批判を受けました。

ということも踏まえてですね、実は、ことしですね、平成25年の10月1日から10月の9日までの決算審査特別委員会の中でですね、委員の方から、このですね、やっぱり人権問題に対する予算についてはですね、十分に検討して次年度の予算にもですね、しっかり反映できるようにちゅう意見があったことをですね、申し添えておきます。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかに意見は。

○委員（中山諭扶哉君） 済みません。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） 済みません。最後です。今、この制度がですね、休止しとる状況で、前回話したときに、まだ相談中案件があるっていうことだったんですけど、例えば、今さっきの人権擁護委員のほうやですね、人権擁護委員のほうやその関連するところにですね、委託っていいですか、紹介とか、そういうことはされたんでしょうかね。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） はい。

○委員長（福嶋安徳君） はい、坂口人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂口孝幸君） ことしの3月31日までの間に、継続中、相談中でありました案件については、オンブズパーソン調査相談専門員のほうから相談されてきた方に、制度が休止になるので、その次はこういう相談窓口に行ってもらえると、話はしてありますからというような紹介をしています。ただ、その紹介をされた方がですね、そこに相談に行かれるか、行かれないかは、その方次第っていうことですので、そこまでちょっと把握はしておりません。

それから、申し立て案件として取り上げた案件が4件ございまして、1件は解決をしたということで、その後どうなっているのかというアフターフォローは必要かもしれませんが、それについては、今んところ何ら問題ていうのは聞いておりません。

あと3件残された申し立て案件がありますが、それについても、具体的な対応については、行政の人権政策課であるとか、教育委員会であるとか、そういうところに調査相談専門員のほうから、後は解決に向けて努力してくれというような引き継ぎは口頭でなされているというところ です。

以上です。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中山委員。

○委員（中山諭扶哉君） はい。引き継ぎされてるということで、ちょっと安心した次第でございます。ありがとうございました。

○委員長（福嶋安徳君） はい。ほかに意見はありませんか。

上村委員、意見はありませんか。

○委員（上村哲三君） いいです。

○委員長（福嶋安徳君） はい。それでは、ないようでございます。

以上で八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議の開催状況についてを終了いたします。

小会いたします。

（午後2時26分 小会）

（午後2時29分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（所得税等の源泉徴収漏れについて）

○委員長（福嶋安徳君） 本会に戻します。

次に、所得税等の源泉徴収漏れについて、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（福嶋安徳君） 木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

本日、各新聞で報道がございました所得税等の源泉徴収漏れについて、中人事課長が報告いたしますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○人事課長（中 勇二君） 委員長。

○委員長（福嶋安徳君） はい、中人事課長。

○人事課長（中 勇二君） はい。人事課の中でございます。所得税等の源泉徴収漏れについて御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。お手元の資料に沿って説明をしていきたいと思ひます。

まず、1、概要ですけども、本年の8月11

日でございましたけども、八代税務署から個人事業主への報酬料金等の支払いに係る所得税の源泉徴収について自己点検を行うよう行政指導がございました。そこに①から③まで3項目をですね、示してございまして、まず1点目が、測量士・建築士・土地家屋調査士等所得税法第204条第1項第2号の報酬料金に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収、2つ目に、それ以外の報酬料金等に係る復興特別所得税の源泉徴収、それから3つ目に、交通用具——これは通勤に車を使う者ですけれども、に係る通勤手当の非課税限度額を超える部分の源泉徴収、3点でございました。

この復興特別所得税といいますのは、平成25年1月1日に施行されました税でございまして、通常の率に0.21%、非常に低うございますけれども、これを全て上乗せして取るということになっております。

その調査を行いました結果、徴収していなかったことが判明したものでございます。

2番、調査対象期間ですけれども、これは平成22年1月1日から平成26年8月31日までの支払い分について調べております。②番の復興特別所得税につきましては平成25年1月1日以降となります。

3、調査結果でございますが、①番の報酬料金等につきましては、源泉徴収漏れが493万3313円、これは11人の方、32件でございます。②番の復興特別所得税につきましては、269円、4人の方、5件でございました。③番については該当はございません。

4、主な原因ですけれども、この個人事業主の方の場合、市に源泉徴収義務がございます。法人の場合は徴収義務はございません。そのところで、支払い先を事業主が使用される屋号ですね、例えば、〇〇設計士事務所とか、〇〇法律事務所というのを法人と誤認をいたして、徴収を行っていないかったというのが主なものでござ

います。

5、対応状況でございますけども、この徴収漏れとなっていた源泉所得税等につきましては、個人事業主の方に謝罪、それから、経緯の説明を行いまして、これまでに全て返納をしていただいております。現在、最後に入った分を税務署へ納付の手段中ということでございます。

また、試算では、不納付加算税、それから延滞税というものが39万円程度発生する見込みとなっております。これにつきましては、源泉徴収義務者でございます市のほうで負担する必要があります。税務署からの通知をもって税額が確定するということになります。

6番の再発防止策ですけれども、そちらのほうに3点上げてございます。まずは、支払い担当課における事務処理に誤りのないよう、源泉徴収制度について全庁内に通知し、再度周知徹底を図るとともに、説明会、研修会等を継続的に開催しまして、職員に注意喚起を行います。2つ目は、会計審査方法を検討し、チェック体制を強化したいと考えております。3つ目ですが、税務署への納付時における再確認、これを徹底したいと考えております。

今回の源泉徴収漏れにつきましての報告につきまして、以上でございます。

○委員長（福嶋安徳君） はい。これより質問を受けます。本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） じゃ、ないようです。

以上で所得税等の源泉徴収漏れについてを終了いたします。

ほかに、当委員会の所管事務調査について何かございませんか。

部長、もうこれはもう終了いたします。

○総務部長（木本博明君） はい。ありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ほかにないようでしたら。

○委員（上村哲三君） 委員長、はい。

○委員長（福島安徳君） はい、上村委員。

○委員（上村哲三君） はい。総務委員会の所管の部分ですね、予算にかかわることで、管内調査が今年度行っていないので、ぜひ委員長、副委員長と相談されてですね、また委員さんの意見も聞かれて、管内調査すべき点があるかと思いますので、年度内はまだあと4カ月半ばっかありますのでですね、その間に時間をつくっていただいて、やはり調査事項として進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（福島安徳君） はい。その件につきましてはですね、この委員会が終了次第、皆さんに相談しようと思っておりましたので、まずはこの委員会を閉じさせていただきます。

○委員（上村哲三君） はい。

○委員長（福島安徳君） 以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後2時36分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年11月19日

総務委員会

委員長